

随意契約（相手方指定）調書

件名	俳句のまちあらかわPR事業実施に係る運営及び広告掲載委託	5200057
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	7,181,350円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社中日新聞社東京本社 広告局 (法人番号：4180001037961)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>俳句のまちあらかわPR事業実施に係る運営及び広告掲載委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 株式会社中日新聞社東京本社 広告局 所在地 東京都千代田区内幸町2-1-4 代表者 広告局長 山田 雄一</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、「俳句のまちあらかわ」をより広くPRするべく、「俳句のまちあらかわフォト俳句コンテスト」「都電DE俳句」の事業を実施するにあたり、委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件の受託者については、荒川区への誘客という観点から、関東圏内に広く普及し、かつ日刊新聞を発行している新聞事業者であることが必要である。上記業者は、関東及び静岡県に向けて東京新聞を発行している事業者であり、当該要件を満たしている。</p> <p>主管課が新聞事業者を対象に行った価格調査の結果では、区が求める仕様を満たすことができ、区の事業・予算規模に適した事業者は上記業者のみである。</p> <p>上記業者は、奥の細道サミット関連業務や千住まちあるきツアー実施に係る運営業務等の受託者であり、荒川区の俳句事業に熟知しているとともに、令和4年度の業務履行状況も良好であることから、適切かつ確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>